破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３０５８号
福岡市城南区七隈５丁目14番18号
債務者　青柳　　保
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０５９号
福岡市城南区七隈５丁目14番18号
債務者　青柳　勝代
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６号
函館市時任町34番12号
債務者　錦織志津子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１８号
函館市広野町１番９号
債務者　谷口　真美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２１号
函館市亀田港町13番15号
債務者　小幡　祥子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
函館市若松町37番22号
債務者　瀧田　　剛
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１号
群馬県太田市高林西町543番地29
債務者　野村　信司
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３号
三重県伊勢市西豊浜町5439番地
債務者　濱口美登利
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
茨城県つくば市島名2304番地　諏訪Ｃ12街区11つくば島名アパート１棟603号
債務者　大久保勇治
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４号
茨城県土浦市桜町４丁目３番22号
債務者　戸井田弘子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６号
茨城県土浦市中村南２丁目10番27号
債務者　大垣　徳勝
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２号
茨城県つくばみらい市高岡838番地42
債務者　關　キミ子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第４２２号
千葉県成田市北須賀870番地３
債務者　中西　洋希
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４７９号
広島県福山市手城町３丁目30番27―５号
債務者　池田トシ子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４８３号
千葉県佐倉市岩富1999番地
債務者　丸山　里美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４８５号
千葉県白井市冨士85番地の37
債務者　高橋　　弘
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４８９号
千葉県四街道市和良比227番地56　パークハイツ201
債務者　宮崎　　塁
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１９９号
千葉県君津市陽光台１丁目11番21号　201
債務者　原田　和子（旧姓霜村）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部